

さいたま市食肉衛生検査所リアルタイムPCRシステム賃貸借仕様書

- 1 件名 さいたま市食肉衛生検査所リアルタイムPCRシステム賃貸借
- 2 仕様 別紙のとおり
- 3 借入場所 所在地 さいたま市中央区上落合5-14-21
- 4 賃貸借期間 令和6年4月1日から令和12年3月31日まで
 (地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

5 特記

(賃貸借物品の内訳明細)

受注者は、賃貸するさいたま市食肉衛生検査所リアルタイムPCRシステム（以下「装置」と言う。）の賃貸借期間開始日の前日をもって引渡完了日とし、引渡完了日までに装置の内訳明細を書面で発注者に提出すること。

(装置の搬入)

物品の搬送、施設への搬入・養生・据付・電源工事等の費用は受注者が負担すること。また、受注者は事前に施設における搬入経路、設置方法等を発注者に確認し、支障のないようにすること。

(装置の引渡し)

受注者は、引渡完了日までに設置場所に装置を設置し、発注者が使用できる状態に調整して発注者に引き渡すこと。また、担当職員立会いの上、試運転及び仕様書に基づいた性能試験を行い、仕様書を満たしていることを確認し、発注者の承認を受けること。この時に必要となる薬品等の消耗品を準備すること。

(操作の指導)

受注者は、原則として引渡完了日までに発注者が装置を適切に操作できるように操作・取り扱い説明を行うこと。契約期間中は必要に応じ操作の指導及び助言を行うこと。

(秘密の保持)

受注者は、装置の設置等に当たって知り得た発注者の秘密を外部に漏らし又は利用してはならない。

(損害保険契約)

受注者は、装置について賃貸借期間中、受注者を保険契約者とし、及び受注者の選定する損害保険契約を受注者の負担で締結すること。発注者の故意又は重大な過失により装置に損傷を与えたときは、受注者は発注者に対して損害の賠償を請求することができるが、発注者は受注者が保険金を受け取ったときは、受注者が受け取った保険金額を限度として、発注者の負担義務を免れる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

受注者は、発注者の書面による承諾なしに、この契約によって生ずる受注者の権利義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。

(受注者への通知義務)

発注者は、次の各号の事由が生じたときは、遅滞なく受注者に通知すること。

(1) 受注者の権利を侵害するような事態が発生したとき又はその恐れのあるとき。

(2) 盗難、滅失、毀損等の事故が発生したとき。

(禁止行為)

発注者は、受注者の承諾なしに第三者にこの契約の権利を譲渡し、装置を転貸し、その他受注者の所有権を侵害してはならない。

(装置の返還)

発注者は、この契約が満了した場合、又はこの契約を解除した場合は、装置を受注者に返還することとし、受注者は速やかにこれを引き取ること。この場合において物品の搬送、施設からの搬出・養生・取外し・電源工事等の費用は受注者が負担すること。

(公租公課)

受注者は、装置の所有及びこの契約に基づく取引に課せられる一切の公租公課を負担すること。

(定めのない事項)

この契約に規定がない事項及び発注者、受注者間に紛議を生じたときは、発注者、受注者双方協議の上、解決すること。

さいたま市食肉衛生検査所リアルタイムPCRシステム

(参考品) タカラバイオ株式会社製

Thermal Cycler Dice Real Time System IVシステムと同等以上のシステム

[タカラバイオ株式会社製

Thermal Cycler Dice Real Time System IVシステム構成及び数量]

構成：装置本体	1 式
データ解析用 PC	1 式

[仕 様]

1 装置本体

- (1) 厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知（平成 26 年 11 月 20 日）「腸管出血性大腸菌 026、0103、0111、0121、0145 及び 0157 の検査法について」（食安監発 1120 第 1 号）に収載された VT 遺伝子検出法の Real-time PCR 法が実施可能であること。
- (2) サンプル容器は、0.1ml チューブ、96 ウェルプレートが使用可能であること。
- (3) 光学検出系は、CMOS カメラであること。
- (4) 光学フィルタは、標準装備として FAM、HEX、ROX、Cy5 用のフィルタを搭載していること。
- (5) 加熱冷却方式は、ペルチェ素子であること。
- (6) 設定温度範囲は、10.0℃から 99.9℃で 0.1℃単位であること。
- (7) 反応液量は、推奨 25 μ l で最大 50 μ l であること。
- (8) 運転モードは、Fast モード、Normal モード（旧機種互換モード）があること。
- (9) 温度性能は、最大加熱速度 5.9℃/秒、最大冷却速度 4.9℃/秒であること。
- (10) 温度精度は、94℃時、94.0℃ \pm 0.5℃、55℃時、55.0℃ \pm 0.5℃であること。
- (11) 温度均一性は、94℃時、最大と最小の差が 1.0℃以内、55℃時、最大と最小の差が 1.0℃以内であること。

2 データ解析用 PC

- (1) LCD ソフトウェアを内蔵していること。
- (2) 解析用ソフトウェアを内蔵していること。
- (3) 食品環境検査用ソフトウェアを内蔵し、Cycleave PCR Kit 専用モードを使用できること。

- (4) 解析タイプとして、絶対定量、相対定量、+/-判定、SNPs タイピングが行えること。
- (5) 融解曲線分析は、0.5℃ステップであること。
- (6) 上記ソフトウェアを使用可能なPC (Windows 対応、日本語 OS) であること。
- (7) OSで使用可能なMicrosoft office home & business をインストールしていること。

[性能・機能以外の要件]

- 1 賃貸借期間中において、本賃貸借物品一式に、通常の使用状態で発生した故障、破損、性能低下及びその他の欠損事項については、発注者の求めに応じ、受注者の責任において速やかに交換や復旧処理等必要な対策を講じ、測定が可能な状態にすること。
- 2 賃貸借期間中、年1回の定期点検を行うこと。なお、点検日については、発注者と調整の上、実施すること。
- 3 1、2の作業を行ったときは、その都度、作業に関する報告書を提出すること。なお、点検・修理に係る技術料、交換部品費、派遣料及び交通費等の諸経費は受注者の負担とすること。
- 4 本装置の維持管理を円滑に行うため、迅速に復旧作業に着手できる体制を有すること。
- 5 国内に部品及び消耗品の在庫を有しており、当該機器類の運用に支障をきたさない確実な部品供給体制を有すること（装置類の運用に支障をきたさない確実な部品供給体制とは、部品の供給について一括対応できる窓口を有しており、迅速に部品の調達ができ、賃貸借期間中の供給が可能であること。ここでいう部品にはOSやコントロールに必要なソフトウェアも含む。）。
- 6 受注者は上記1－5の行為について合理的かつ必要な範囲内で、受注者の管理・監督下で当該機器に対し必要な技術や資格要件を持つ装置メーカー等に依頼し要件を満たすことができる。
- 7 受注者は装置の返還に際し、総務省策定の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に示されたリース返却時の措置を、発注者と協議の上、確実な履行を確認できる方法で講じること。